

4

第4章

基本理念・目標の実現に向けて 取り組む具体的な事業活動

1 相談支援活動の推進

(1) 相談支援活動の充実

福生市社協は、子どもから高齢者・障害者まで切れ目のない相談支援活動が「強み」であり、相談者の課題解決に取り組んでいます。

今後も、「相談支援体制の構築」「相談支援を担う人材育成」の取組を進め、相談支援活動の充実に図ります。

- 1) 新たな生活課題や複合的なニーズに対応する相談の充実策としての「福祉なんでも相談」
- 2) 福祉総合相談
- 3) 成年後見制度推進機関運営事業（成年後見センター福生）
- 4) 福祉サービス総合支援事業
- 5) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- 6) 障害者自立生活支援センター事業
- 7) 福生市地域包括支援センター事業
- 8) 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

(2) 相談支援体制の構築

住民の多様な生活課題を解決するためには、相談の初期段階での的確なニーズ把握と家庭訪問などのアウトリーチによるきめ細やかな情報提供が必要です。また、相談者の要望と必要に応じ、丁寧に他の窓口や関係機関へつなげるなど、サービスの提供や支援できる体制づくりが求められます。

福生市社協が実施している多様な相談支援活動の「強み」を活かし、相談窓口間や関係機関との連携を強化し、率先して相談者の立場に立った相談支援体制の構築を目指します。

- 1) 生活課題を把握した相談支援活動の充実
- 2) 他機関への紹介や同行支援の充実
- 3) ピアカウンセリング等地域住民による相談支援活動の検討
- 4) 相談関係機関との連携とネットワークの充実
- 5) 出張相談・巡回相談等実施の研究検討

(3) 相談支援を担う人材の育成

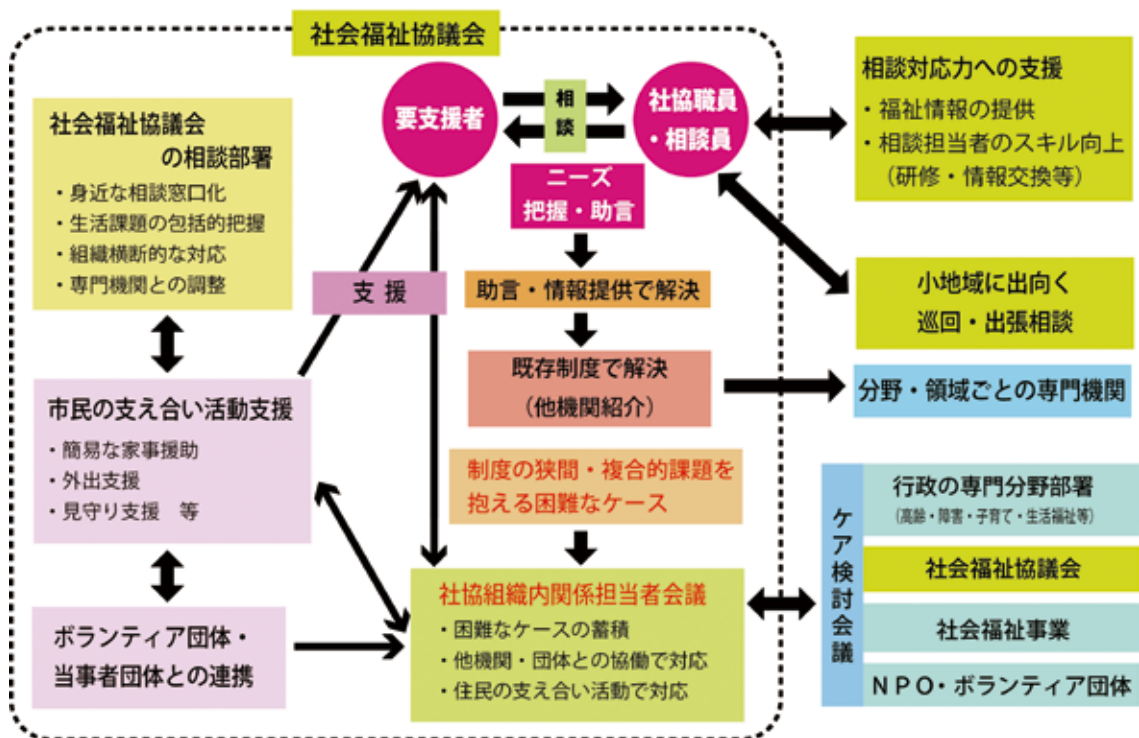
相談者の多様な生活課題の解決のために、公的機関・団体の専門職と地域住民や当事者が地域

ネットワークをつくり、相談支援活動を総合的に行う「コミュニティソーシャルワーク」という支援活動が求められています。

福生市内における相談支援活動の充実のために、コミュニティソーシャルワークの考え方や技法を習得した人材の育成を目指します。

- 1) コミュニティソーシャルワーク実践者研修の研究検討
- 2) 住民を対象にした相談支援のスキル向上研修の研究検討
- 3) 当事者を対象にしたピアカウンセリング研修の研究検討

社会福祉協議会と相談支援



2 福祉啓発及び情報収集・提供活動の推進

(1) 広報活動の充実

公的制度では対応できない生活・福祉課題に、社協が中心となり地域全体で取り組まなければなりません。

そのため、広報機能を充実し社協の存在意義を住民に十分理解してもらうとともに、積極的に地域に関わっていきます。

地域住民が必要とする情報の収集や、地域住民に提供する広報活動を効果的に進めるため、福生市や関係団体等の協力を得ながら、広報活動のさらなる充実を図ります。

- 1) 広報紙・ホームページの充実（福生市社協広報、ガイドブック等）

- 2) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによる情報発信の研究・検討
- 3) 障害者に対する情報発信の充実
- 4) 広告協賛企業の募集（広報紙の発行財源の確保）

(2) 新たな広報手段の活用

地域住民に広く情報を提供していくためには、多様な生活様式に合わせた提供、高度情報通信の活用などによる情報発信が必要です。

そこで、商店の店先、ラジオ放送、企業誌、インターネット・SNSなど、様々な広報手段を活用し、情報を届ける対象に合わせた、効果的な広報活動を進めます。

- 1) 多様な広報手段の活用
- 2) 企業誌等、各種情報媒体への情報提供

(3) 福祉啓発活動の充実

地域住民が福祉への理解を深め、地域生活課題に気づき、関心を持つ、つまり「福祉を我が事」とするためには地域や福祉のことについてともに語りあい、課題を共有することが大切です。

このような視点から、住民同士、福祉活動を行う人同士が、学びあい、交流することができる懇談会やイベントの開催等、福祉啓発活動の充実を図ります。

- 1) 「福祉まつり」「福祉バザー」「市民福祉チャリティーゴルフ大会」などの福祉啓発事業の充実
- 2) 定例的な住民懇談会の開催及び開催支援
- 3) 共同募金啓発運動の協力

(4) 企業・商店街などとの連携

福生市社協は、企業・商店街（商栄会や組合）・その他関係団体との連携を模索し、協働により地域の福祉活動を実施することで、お互いが高めあい、地域の発展につながる活動を展開していきます。

- 1) 企業・商店街・その他関係団体による社会貢献活動支援
- 2) 広告協賛企業の募集（再掲）

3 小地域福祉活動の一層の充実

(1) 小地域福祉活動への支援

福生市社協は、現在、住民主体のまちづくり活動として、ふれあい・いきいきサロンなどの小地

域福祉活動を推進しています。

こうした地域住民の小地域福祉活動への支援を通し、生活課題を抱える人との「であい・ふれあい」を深め、その人らしく暮らし続けることを「支える」活動につながるよう、市内全域に波及させることが喫緊の課題です。

小地域における地域共生社会づくりを目指した「気づき・築きあい 認めあい ささえあい とともに生きるまち ふっさ」に取り組みます。

- 1) 生活課題を抱える人への見守り・声かけ活動の支援
- 2) 高齢者や障害者などの健康づくり及び生きがいづくりの「ふれあい・いきいきサロン」の支援
- 3) 子育て支援に関わるボランティア等への支援
- 4) 住民主体の福祉懇談会等の開催支援
- 5) 災害時の要配慮者支援体制づくりの支援

(2) 小地域福祉活動リーダー及びボランティアの育成

地域の福祉力を高めるためには、組織体制の充実、生活課題の把握と実践、地域福祉活動の担い手の育成と確保が必要です。

小地域福祉活動の要であるリーダーは、組織運営、活動課題、運営方法を学ぶことによって、一層リーダーシップを発揮することができ、組織や活動が活性化します。また、小地域福祉活動を拡充するには多くの人材が必要となるため、ボランティアとなる人材の発掘・育成に努めます。

- 1) 小地域福祉活動リーダーの連絡会・研修会の開催
- 2) 小地域ごとのボランティア入門講座の開催

(3) 小地域福祉活動の基盤強化への支援

福生市社協は、多様な分野での小地域福祉活動を支援するため、活動を促進する助成のあり方の検討が必要です。また、共同募金や各種民間助成金の活用や活動団体の自主財源の確保方を支援していきます。

- 1) 小地域福祉活動への助成のあり方の検討
- 2) 共同募金配分金・民間助成金等の情報提供・活用支援

(4) 地域福祉関係団体・機関との連携強化

小地域福祉活動を展開するためには、地域福祉関係団体等との連携が必要です。個人の生活課題が多様化と複雑化している現在、地域内で課題解決するため、多くの機関・団体とのネットワークを構築し、地域福祉関係団体等との連携強化を図ります。

- 1) 町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ等地域団体との連携促進
- 2) 各種福祉団体、福祉施設等との連携促進

(5) 小地域福祉活動発展のための環境整備

地域住民の自主的・主体的な組織による活動のさらなる継続発展を目指し、福生市社協は、小地域福祉活動発展のために環境を整備します。

- 1) いきいきサロン・小地域福祉活動などの「運営の手引き」の作成
- 2) 小地域福祉活動事例集の作成

(6) 小地域福祉活動のあり方の研究

これからの、小地域福祉活動を推進していくにあたり、福生市の地域特性の分析、小地域福祉活動の地理的範囲（福祉圏域）の設定、展開すべき活動や実践者・担い手、小地域福祉活動における「地区担当制」の検討などを行い、福生市における地区社会福祉協議会の組織化に関し、調査研究を行います。

- 1) 「小地域福祉活動実践検討委員会（仮称）」設置の検討
- 2) 先進地区・先進活動の事例収集や意見交換
- 3) 福生市における地区社会福祉協議会活動モデル地区の研究・検討

4 ボランティア・市民活動の推進

(1) 広報・啓発活動の充実

ボランティア・市民活動に対する地域住民の理解を広げ、活動参加を進めるためには、ボランティア活動や市民活動の広報や情報提供を充実していくことが必要です。

そのため、ふっさボランティア・市民活動センター（通称：F V A C）の専用ホームページとボランティア等の市民活動情報誌「アクション」やメール等多様な媒体を活用するとともに、活動のきっかけとなる体験や交流等の機会づくりに努めます。

- 1) ボランティア啓発キャンペーンの実施
- 2) ボランティア講座入門編の実施
- 3) ボランティア地域交流事業のあり方の検討
- 4) F V A Cの情報誌・ホームページの充実

(2) ボランティア育成支援プログラムの充実

一人でも多くの地域住民が、様々な領域や場面でボランティア活動に自主的に参加するためには、各種ボランティア養成プログラムを充実させることが必要です。

対象別、課題別のプログラムを充実させるとともに、スキルアップを目的とした講座を開催します。また、小地域単位や企業、学校、団体等で自主的にボランティアの養成や講座などが行えるように支援していきます。

- 1) 各種ボランティア講座の充実
- 2) 研修・講座などのプログラムの情報収集及び提供
- 3) 講師紹介・派遣の支援

(3) ボランティアグループ・当事者団体等との協働・支援の充実

ボランティアグループの活動が活発に行われ、円滑な運営が進められるよう、助言や情報提供を充実するとともに、市内のボランティア団体と連携しながら、ボランティア（グループ、個人）の自主的な取組を支援していきます。

また、ボランティア活動・市民活動団体や当事者団体等と連携・協働しながら、ボランティア啓発イベント等を開催し、ボランティア活動について幅広く啓発していきます。

- 1) ボランティアグループへの支援
- 2) ボランティアグループ・当事者団体等との協働事業の推進

(4) 相談・コーディネートの充実

地域住民が生活課題等に気づき、自発的にボランティア活動をすることは、住みよい地域社会を共に築いていく上で大きな力となります。

ボランティアが、その力を十分に発揮するためには、相談に応じ、関係機関と協力、連携し、調整をするボランティアコーディネーターや地域のボランティアアドバイザーの役割が重要です。

コーディネート機能の充実のために、コーディネーターやボランティアアドバイザーのスキルアップに努めるとともに、ニーズ把握や関係機関・団体との連携を図ります。

- 1) 相談・コーディネートの充実
- 2) ニーズ把握の充実
- 3) ボランティアアドバイザーの研修機会の充実
- 4) 関係機関・団体等との連携強化

(5) ボランティア・市民活動センターの基盤強化

ボランティア・市民活動センターは、これから活動に関わる人を発掘する場であるとともに、地域のニーズを的確に把握し、人々に知らせ、つなぎ、課題解決をしていくための住民との協働の場です。

このような視点に立ち、ボランティア・市民活動センター事業を推進していくために、運営委員会の充実、地域活動拠点のさらなる活性化を図ります。

- 1) ボランティア・市民活動センター運営委員会の充実
- 2) ボランティア・コーナー等の地域活動拠点機能の充実

5 福祉教育の展開

(1) 地域における福祉教育の推進

「我が事 丸ごと 地域共生社会」づくりを推進するためには、子どもから大人まで地域社会全体で福祉の理解者・協力者を拡大していくことが不可欠の条件となります。

福生市社協は、地域、学校、家庭の三者がそれぞれに福祉教育活動を展開することや、三者が連携して福祉教育を行っていくことを支援し、「地域ぐるみの福祉教育」を推進します。

- 1) 親子で参加するボランティア体験学習の開発
- 2) 社会福祉法人・施設と地域の連携促進
- 3) 福祉教育に関する広報啓発の充実
- 4) 学校における福祉体験学習等への支援（ボランティア派遣等）の充実
- 5) 企業・事業所などが実施するボランティア活動・福祉教育活動の支援

(2) 福祉教育プログラムの開発

地域社会の中で実際に行われているボランティア活動や地域社会での福祉問題に焦点を当て、自分たちの地域や日常生活から福祉を学ぶことができるプログラムづくりを推進します。

- 1) 地域における福祉教育・ボランティア体験学習プログラムの開発
- 2) 福祉教育実践活動事例集の作成
- 3) 児童・生徒に対する福祉体験学習の支援事業の充実

(3) 福祉教育推進のための地域における人材育成

よりよい福祉教育を展開するには、指導する人材の育成が必要です。そのため、福祉教育の学習・実践方法、情報交換が出来る研修の場が必要です。

また、市内の高校などを対象に福祉体験学習を支援する学習プログラムのサポーターの育成や学識経験者の協力を得て、側面的に福祉教育の推進に関わるシステムの構築を目指して研究・検討します。

- 1) 福祉教育に関わる人材の養成
- 2) 体験学習プログラムサポーター養成の研究・検討

6 個別援助活動及び当事者・当事者団体支援の推進

(1) 福祉サービス利用援助と成年後見制度の推進

福生市社協では、福生市からの受託事業として「成年後見センター福生」を設置し、「頼れる親族がない」「外出困難や軽度の認知症等日常生活を営むことが難しい」等の場合に、成年後見制度の利用支援を行っています。また、地域福祉権利擁護事業では福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類預かりサービスをご本人との契約によって提供しています。

高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるように、福生市や専門家と協働して権利擁護の充実を図ります。

- 1) 成年後見センター福生の充実
- 2) 高齢者や障害者の権利擁護（福祉サービスのトラブル、心身財産上の権利侵害）相談の充実
- 3) 成年後見制度の専門相談の充実
- 4) 社会貢献型後見人（市民後見人）の育成
- 5) 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の関係機関との連携強化

(2) 在宅福祉サービス・子育て支援事業等の充実

従来から福生市社協が実施している在宅福祉サービスについて、一部事業の見直しを進めるとともに、高齢者の生きがいづくりの場や乳幼児の健全育成の場の提供や障害者等の社会参加の促進を図ることにより、地域社会における福祉の増進を図ります。

また、福生市が「子育てするならふっさ」を合言葉に推進する子育て支援施策の一つ「学童クラブの待機児ゼロ」の平成27年から平成29年まで3年連続の達成に大きく貢献している学童クラブの充実を図るとともに、在宅で生活している障害者等が地域で安心して自立した生活できるように、サービスの質の向上と事業の充実を図ります。

- 1) 在宅移送サービス（福祉有償運送）の充実
- 2) 住民参加型在宅福祉サービスの充実
- 3) 障害者自立生活支援センターの充実
- 4) 福生市地域包括支援センターの充実

- 5) 老人福祉センター事業運営の充実
- 6) 学童クラブ事業運営の充実
- 7) 子育てサロン支援等活動推進事業の充実
- 8) おもちゃ図書館運営事業の充実
- 9) ファミリー・サポート・センター事業支援の充実

(3) 介護サービス・障害福祉サービス等支援事業の充実

介護保険制度の改正や障害者総合支援法の施行により、介護予防をより重視し、地域に密着した事業に取り組んでいく「地域包括支援体制」の方向が打ち出されています。

地域住民やボランティアとの協働を強め、高齢者や障害者が地域の中で、その人らしくより良い生活・人生を送れるよう「地域包括支援体制」の視点に立ち支援を行っていきます。

- 1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実
- 2) 通所介護事業のあり方の検討
- 3) 福生市地域包括支援センター熊川の充実
- 4) 生活介護事業（はっぴい・れんげ園）の充実
- 5) 地域活動支援センター事業の充実

(4) 当事者団体の活動・組織化支援

地域社会で暮らす当事者が、団体を組織し、共感できる仲間や地域住民との出会いや情報交換などは、地域社会で自らの問題解決のために重要です。

しかし、当事者の抱える生活課題は様々であり、誤解や偏見により社会的な合意が不十分で制度化されずにいる問題も多くあります。そのために、各団体が抱える問題や課題を共有化し、解決策を話しあい、連携協力して取り組んでいくことが必要となります。

福生市社協は、潜在化している福祉問題やニーズ把握を行い、当事者の組織化支援や当事者団体を支えるボランティアの養成などに取り組めます。

- 1) 「障害者団体連絡会」の支援
- 2) 老人クラブの育成
- 3) 家族介護支援事業
- 4) 当事者団体の組織化・自主活動の支援
- 5) 当事者を支援するグループづくりの支援
- 6) 当事者懇談会の当事者団体の自主活動の支援

7 大規模災害への福祉的対応

(1) 災害時における要配慮者のニーズ把握の充実

福生市社協は、ふれあいいきいきサロン、在宅福祉サービス、権利擁護事業、通所介護事業、障害者支援事業等で、多くの福祉サービスを利用する地域住民と接しています。

こうした地域住民は、災害時における要配慮者となりうる可能性が高く、地域福祉推進において災害時に備えた対策を構築することが求められています。

要配慮者を支えるためには、これらの人々が抱える日常的な生活課題を把握することが必要となります。

そのため、福生市との連携のもと、防災に関わる関連機関・団体等との協働により、要配慮者の個別ニーズを明らかにする必要があります。

また、各団体の防災・減災に関する現状の取り組みについての把握や要配慮者支援についての団体間の共通理解を図るために、現状の課題や必要な対策等についての情報の整理分析を進めます。

- 1) 当事者団体のヒアリングの実施
- 2) 要配慮者ニーズ調査の実施の研究・検討

(2) 災害時の地域支援体制づくりのためのネットワークの推進

災害時に障害児・者や高齢者世帯等の要配慮者が安心して暮らしていくためには、日常生活圏域での支援体制が必要となります。

そのため、当事者団体に対して地域防災に関する情報を提供するとともに、関係機関や団体と地域支援体制づくりに向け、災害時に要配慮者が取り残されることのない地域社会づくりに向けたネットワークの構築に努めます。



災害ボランティアセンター設置及び運営訓練

- 1) 当事者団体への災害に関する情報の提供活動
- 2) 地域支援体制づくりのための関係機関連絡会の開催
- 3) 日常生活圏域での災害時の情報伝達、支援体制づくり研修会の実施

(3) 災害ボランティアに関する啓発と育成

今日、通常のボランティア活動と異なる災害ボランティアの役割や啓発と育成は重要な課題です。あわせて、災害ボランティアセンターにおいてボランティア活動

に関わるコーディネーターの養成も重要です。

福生市社協は、福生市と連携し、災害ボランティア活動への理解を広げる講演会や実際に活動を行うボランティアを育成するための研修会等を充実させていきます。

- 1) 災害ボランティアに関わる啓発
- 2) 災害時に活動するボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの養成・登録

(4) 災害ボランティアセンター体制整備の支援

大規模災害発生時における復旧・復興にはボランティアの力が不可欠であり、災害ボランティアセンターが、そのボランティア活動の拠点となります。

福生市地域防災計画に基づき、福生市が設置する災害ボランティアセンターの運営を支援する体制を整備します。

- 1) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等研修会の実施
- 2) 福生市及び関係機関との連携の強化

(5) 災害時の福生市社会福祉協議会体制の強化

災害発生直後には、地域の被災状況や必要とされる支援策についての情報収集・分析を行うとともに、緊急小口資金の貸付等、特殊かつ緊急を要する膨大な災害時事業を展開することになります。

福生市社協は、日常から大規模災害発生を想定した体制づくりを推進することが必要です。そのため、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、災害時対応マニュアルの見直し、職員を対象とした災害訓練、災害ボランティアセンター立ち上げ支援訓練を行い、災害発生時に迅速な対応ができる体制整備に努めます。

- 1) 事業継続計画（BCP）の策定
- 2) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練・研修会の実施
- 3) 福生市社協職員災害時行動マニュアルの策定（継続）
- 4) 各種災害・防災訓練の実施
- 5) 災害基金の創設
- 6) 他地区被災地への職員派遣

8 地域福祉充実のための様々な提案の促進

(1) 福祉ニーズ把握のための調査活動の充実

福祉サービスを適切に実施するため、日常の業務の中からニーズを把握するとともに各種の調査

活動を進めます。

(2) 行政等への提案、提言

福祉の制度やサービスが充実していくためには、利用する住民の意見や要望が行政等につながり、制度やサービスに反映されていくことが大切です。

福生市社協は、地域の中で直接住民と接している視点から福祉サービスを点検し、明らかになった課題について、必要に応じて提案、提言を行っていきます。

9 重点的に実施する事業活動

(1) 重点的・優先的に取り組む活動

本計画第3章における「基本理念」及び「5つの基本目標」をふまえ、「8つの取り組む具体的な活動」を設定し、本第4章1～8においてそれぞれに取り組むべき事業活動を計画化しました。この8つの具体的な事業活動は、どれをとっても福生市民の生活課題の解決への取組であり、市民が主体となる地域福祉活動の推進に必要不可欠な活動・事業です。

また、具体的な活動のこれらの展開は、国が示す「我が事 丸ごと 地域共生社会づくり」を展開するための基盤となる地域福祉推進の中核的な取組であり、地域住民が主体となる地域福祉実践のはじめの一步となるものです。

そのなかでも、とりわけこの3年間に福生市における地域福祉活動の基盤強化を図るために優先的・重点的に取り組むべき事業活動として、次の3つの事業——①市民の生活課題解決の入り口である「相談支援体制の構築」、②地域福祉活動を身近な地域社会で展開するための「小地域福祉活動のあり方の研究」、③地域住民の主体形成を促進する「福祉教育プログラムの開発」を設定し計画年度毎の実施・到達目標を定めます。

これらの重点実施計画は、早急に具体的な取組に着手すべき事項であり、3年間にわたる実施計画を工程表で表しました。

具体的な活動	重点実施計画
1 相談支援活動の推進	2) 相談支援体制の構築
3 小地域福祉活動の推進	6) 小地域福祉活動のあり方の研究
5 福祉教育の展開	2) 福祉教育プログラムの開発

(2) 3年間の重点実施計画

1) 相談援助体制の構築

住民の多様な生活課題を解決するためには、相談の初期段階での的確なニーズ把握と家庭訪問な

どのアウトリーチによるきめ細やかな情報提供が必要です。また、相談者の要望と必要に応じ、丁寧に他の窓口や関係機関へつなげるなど、サービスの提供や支援できる体制づくりが求められます。

福生市社協が実施している多様な相談支援活動の「強み」を活かし、相談窓口間や関係機関との連携を強化し、率先して相談者の立場に立った相談支援体制の構築を目指します。

No.	実施計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	生活課題を把握した相談援助活動の充実	検討	実施 見直し	継続 見直し
2	他機関への紹介や同行支援の充実	検討・実施	継続	継続 見直し
3	ピアカウンセリング等地域住民による 相談援助活動の検討	研究・検討	検討	検討・実施
4	相談関係機関との連携とネットワークの充実	実施	継続	継続 見直し
5	出張相談・巡回相談の実施	研究・検討	検討	検討・実施

2) 小地域福祉活動のあり方の研究

これからの、小地域福祉活動を推進していくにあたり、先進自治体等の地域特性の分析、小地域福祉活動の地理的範囲（福祉圏域）の設定、展開すべき活動や実践者・担い手、小地域福祉活動における「地区担当制」の検討など、福生市における地区社会福祉協議会の組織化に関し、調査研究を行います。

No.	実施計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	「小地域福祉活動実践検討委員会（仮称）」の設置	研究・検討	委員会設置	モデル実施 検証
2	先進地区・先進活動の事例収集や意見交換	検討・視察	検証	継続
3	福生市内におけるモデル地区の研究・検討	研究・検討	指定地区 検討・指定	実施・検証

3) 福祉教育プログラムの開発

地域の中で実際に行われているボランティア活動や地域での福祉問題に焦点を当て、自分たちの地域や日常生活から福祉を学ぶことができるプログラムづくりを推進します。

No.	実施計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	地域における福祉教育・ボランティア体験 学習プログラムの開発	モデルプログラム 研究・検討	モデルプログラム 研究・検討	モデルプログラム 開発
2	福祉教育実践活動事例集の作成	研究・検討	事例収集 編集	事例収集 編集・発行
3	児童・生徒に対する福祉体験学習の支援 充実	研究・検討	研究・検討	研究・検討